

# 山口県報

平成17年  
11月25日  
(金曜日)

## 目次

規則	1
山口県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則(国保医療指導室)	1
告示	1
漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示の一部改正(水産課)	2
漁業災害補償法第百二十五条の三第一項第二号の規定による一定の区域の設定に関する告示の一部改正(水産課)	3
特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(都市計画課)	3
河川法第六条第一項第一号の区域と一体として管理を行う必要がある区域の指定(河川課)	4
公告	4
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)	4
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)	5
土地改良区役員届出(農村整備課)	5
国営農地再編整備事業(豊北地区小河内換地区)の換地処分(農村整備課)	7
国営農地再編整備事業(豊北地区上野換地区)の換地処分(農村整備課)	7
地域森林計画の変更の案の縦覧(四件)(林政課)	7
臨港地区の区域の案の縦覧(二件)(港湾課)	8
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	8
契約の締結(物品管理課)	9
公安委規程	9
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程	9
監査公表	9
監査公表	9



山口県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則をここに公布する。

平成十七年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第四百二十三号

山口県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県国民健康保険調整交付金交付条例(平成十七年山口県条例第九十五号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(普通調整交付金の額)

第二条 条例第二条第二項の規定により市町に対して交付する普通調整交付金の額は、各市町につき、国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第四条の二第一項第一号口に規定する額の百分の六に相当する額を基準として、知事が定めるところにより算定した額とする。

(特別調整交付金の額)

第三条 条例第二条第三項の規定により同項の市町に対して交付する特別調整交付金の額は、当該市町の次に掲げる事情を勘案して知事が定めるところにより算定した額とする。

- 一 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)(第六十八條の二第一項に規定する療養の給付等に要する費用の適正化のための事業の実施
- 二 法第八十二条第一項に規定する被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施

三 保険料又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税の適正な賦課及びこれらの収入の確保のための事業の実施

四 災害

五 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情として知事が定める事情

(調整交付金の交付の申請)

第四条 調整交付金の交付の申請をしようとする市町は、知事が定める期日までに、申請書を知事に提出しなければならない。

(調整交付金の交付の決定)

第五条 知事は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、調整交付金を交付すべきものと認めるときは、調整交付金の交付の決定をし、その旨を当該市町に通知する。

2 知事は、前項の規定により調整交付金の交付の決定をする場合において、当該調整交付金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第六条 前条第一項の規定による通知を受けた市町は、当該通知に係る調整交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から十五日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る調整交付金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(他の用途への使用禁止)

第七条 調整交付金の交付を受けた市町は、当該調整交付金を国民健康保険事業(以下「事業」という。)以外の用途に使用してはならない。

(実績報告)

第八条 調整交付金の交付を受けた市町は、当該調整交付金の交付の決定があつた年度の三月三十一日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の実績報告書の提出期限を変更することができる。

(調整交付金の額の確定等)

第九条 知事は、前条第一項の実績報告書の提出があつた場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき調整交付金の額を確定し、当該市町に通知する。

(調整交付金の交付の取消し等)

第十条 知事は、第五条第一項の規定による通知を受けた市町が次の各号のいずれかに該当するときは、当該調整交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この規則に違反したとき。
- 二 当該調整交付金の交付に關して付された条件に違反したとき。
- 三 事業の実施方法が不適当であると認められるとき。

2 知事は、前項の規定により調整交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に關し、既に調整交付金が交付されているときは、当該調整交付金の交付を受けた市町に対して、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、市町に交付すべき調整交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える調整交付金が概算払により交付されているときは、当該調整交付金の交付を受けた市町に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第十一条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成十七年度分の調整交付金から適用する。(経過措置)

2 平成十八年三月十九日までの間における第二条から第十条までの規定の適用については、これらの規定中「市町」、「各市町」又は「当該市町」とあるのは、それぞれ「市町村」、「各市町村」又は「当該市町村」とする。

3 平成十七年度分の調整交付金に關する第一条の規定の適用については、同条中「百分の六」とあるのは、「百分の四」とする。



### 山口県告示第六百三十号

漁業災害補償法第五十五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に關する告示(平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月二十五日

山口県知事 二井 関 成

表中

床波区域  
(床波漁業協同組合の地区)

を

床波区域  
(山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市大字西岐波の地域)

に改める。

山口県告示第六百三十一号

漁業災害補償法第二百二十五条の三第一項第二号の規定による一定の区域の設定に関する告示(昭和六十三年山口県告示第八百号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一の表中

山口県漁業協同組合の地区のうち下関市王司本町一丁目、王司本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目及び王司本町六丁目区域並びに王喜漁業協同組合の地区の区域

を

山口県漁業協同組合の地区のうち下関市王司本町一丁目、王司本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、王喜宇津井一丁目、松屋本町一丁目及び松屋上町三丁目区域

に、

床波漁業協同組合の地区の区域

を

山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市大字西岐波の区域

に改める。

山口県告示第六百三十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の十一第二項の規定により、宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線厚南高架橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工第六工区)の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年十一月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線厚南高架橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工第六工区)

(一) 工事場所 宇部市大字妻崎開作字開二二三ノ割から同大字字作二二三ノいノ割までの間

(二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
鋼三径間連続鋼床版箱桁形式橋りょう	二二五・〇メートル	九・八五メートル (車道六・五メートル)

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十七年十一月二十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(鋼橋上部工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(一) 申請書等の提出方法  
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(二) 申請書等の提出場所  
山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(三) 申請書等の提出期間及び時間  
平成十七年十二月七日から同月九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 入札参加資格の審査結果の通知方法  
指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年十二月二十二日までに発送する。

(五) その他  
この審査についての問合せは、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所(電話〇八三六一二一―三三四五)にすること。

山口県告示第六百三十三号

三隅川水系に係る二級河川辻並川について、河川法(昭和三十九年法律第六十七号。以下「法」という。)第六条第一項第三号の規定により、次の区域を同項第一号の区域と一体として管理を行う必要がある区域として指定する。

平成十七年十一月二十五日

山口県知事 二井 関 成

次の図の茶色で着色した部分に該当する土地の区域(法第六条第一項第一号及び第二号の区域を除く。)

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)



(六一八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十七年十一月二十五日から平成十八年三月二十七日までの間、山口

県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
平成十七年十一月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ザ・ビッグ大内店  
所在地 山口市大内長野五八一  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 原田 昭彦  
株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社冒険王	株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	日本トイザラス株式会社	日本トイザラス株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	日本トイザラス株式会社	川崎市幸区大宮町一三〇
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の代表者の氏名	日本トイザラス株式会社	田崎 學

四 届出年月日

平成十七年十一月十四日

五 変更年月日

平成十七年十月二十七日

(六一九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十七年十一月二十五日から平成十八年三月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十一月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオン長府ショッピングセンター  
 所在地 下関市長府外浦町三五四七の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 住 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 兵庫姫路市北条口四丁目四 原田 昭彦  
 株式会社  
 株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
株式会社 キヤンドウ	株式会社 キヤンドウ	株式会社 キヤンドウ	株式会社 キヤンドウ	株式会社 キヤンドウ	株式会社 キヤンドウ	株式会社 キヤンドウ
株式会社 三和興産	株式会社 三和興産	株式会社 三和興産	株式会社 三和興産	株式会社 三和興産	株式会社 三和興産	株式会社 三和興産
株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販
株式会社 大創産業	株式会社 大創産業	株式会社 大創産業	株式会社 大創産業	株式会社 大創産業	株式会社 大創産業	株式会社 大創産業
株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販
株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販
株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販
株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販	株式会社 東武住販

- 四 届出年月日  
 平成十七年十一月十六日
- 五 変更年月日  
 平成十七年六月十四日

(六二〇) 市町村が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定  
 次の市町村が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。  
 平成十七年十一月二十五日  
 山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の内容  
 市町村名 施行地区 事業の種類  
 田布施町 上為重地区 ため池の整備
- 二 縦覧の期間  
 平成十七年十一月二十八日から同年十二月十九日まで
- 三 縦覧の場所  
 山口県農林部農村整備課

(六二一) 土地改良区の役員の名及び住所の届出  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。  
 平成十七年十一月二十五日  
 山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員	土地改良区の名	理事の別	氏名	住 所
	下関市豊北町土地改良区	理事	内田 武男	下関市豊北町大字粟野四七一五
	"	"	小山 恒夫	豊北町大字阿川二一〇〇の一
	"	"	西嶋 法月	豊北町大字神田八二七
	"	"	藤村 辰高	豊北町大字角島一三九四
	"	"	河野 壽昭	豊北町大字神田上五三三〇〇の一
	"	"	中野 星男	豊北町大字滝部五八五

山口北部土地改良区	柳井市土地改良区	むつみ土地改良区	山口北部土地改良区	柳井市土地改良区	むつみ土地改良区
理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事
尾木 武夫	松村 節雄	藤村 安夫	尾木 武夫	松村 節雄	藤村 安夫
萩市大字上小川西分三九六〇	柳井市柳井七三二九	萩市大字吉部上三一七五	萩市大字上小川西分三九六〇	柳井市柳井七三二九	萩市大字吉部上三一七五
日積五二七	日積四一〇九	大字吉部下二七九二の一	日積五二七	日積四一〇九	大字吉部下二七九二の一
日積三九六四	柳井六二七一の一	大字片俣一三五九	日積三九六四	柳井六二七一の一	大字片俣一三五九
伊陸二八六六の一	余田一九二二	大字吉部下四二二七	伊陸二八六六の一	余田一九二二	大字吉部下四二二七
三二二三の一	二九一七	四一七九	三二二三の一	二九一七	四一七九
二二七六の一	新庄二六六七	大字高佐上三〇一の一	二二七六の一	新庄二六六七	大字高佐上三〇一の一
日積五一七	一一三六	四一四〇	日積五一七	一一三六	四一四〇
萩市大字上小川西分三九六〇	日積三九六四	四八四一の一	萩市大字上小川西分三九六〇	日積三九六四	四八四一の一
阿武郡阿武町大字奈古一八七二	伊陸二八六六の一	大字片俣一三五九	阿武郡阿武町大字奈古一八七二	伊陸二八六六の一	大字片俣一三五九
萩市大字片俣一六一六	三二二三の一	大字吉部下四二二七	萩市大字片俣一六一六	三二二三の一	大字吉部下四二二七
大字須佐三一七	二二七六の一	四一七九	大字須佐三一七	二二七六の一	四一七九
阿武郡阿武町大字奈古三三九八	日積五二七	四一四〇	阿武郡阿武町大字奈古三三九八	日積五二七	四一四〇
三七九三	日積三九六四	四八四一の一	三七九三	日積三九六四	四八四一の一
大字宇田一五三八の二	伊陸二八六六の一	大字吉部下二七九二の一	大字宇田一五三八の二	伊陸二八六六の一	大字吉部下二七九二の一
大字宇生賀七九二の三	三二二三の一	大字片俣一三五九	大字宇生賀七九二の三	三二二三の一	大字片俣一三五九
一三三三二	二二七六の一	四一七九	一三三三二	二二七六の一	四一七九
萩市大字上小川西分二四三二の一	日積五一七	四一四〇	萩市大字上小川西分二四三二の一	日積五一七	四一四〇

山口市川西土地改良区	下関市豊北町土地改良区	退任した役員	山口市川西土地改良区	下関市豊北町土地改良区	退任した役員
理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事
中川 武	内田 武男	梅津 芳生	中川 武	内田 武男	梅津 芳生
山口市佐山三五八八の一	下関市豊北町大字粟野四七一五	大字上田万一七四二	山口市佐山三五八八の一	下関市豊北町大字粟野四七一五	大字上田万一七四二
阿武郡阿武町大字奈古三三九八	豊北町大字阿川三〇五七	大字須佐二二二一	阿武郡阿武町大字奈古三三九八	豊北町大字阿川三〇五七	大字須佐二二二一
萩市大字上小川西分三九六〇	豊北町大字神田二七九九	大字片俣一三二七	萩市大字上小川西分三九六〇	豊北町大字神田二七九九	大字片俣一三二七
大字片俣一六一六	豊北町大字角島一三九四	大字高佐上一二二七	大字片俣一六一六	豊北町大字角島一三九四	大字高佐上一二二七
大字須佐三一七	豊北町大字神田上一三三二の一	大字高佐下一五〇八	大字須佐三一七	豊北町大字神田上一三三二の一	大字高佐下一五〇八
阿武郡阿武町大字奈古三三九八	豊北町大字阿川三〇五七	大字吉部下三二七四	阿武郡阿武町大字奈古三三九八	豊北町大字阿川三〇五七	大字吉部下三二七四
大字木与六一二の一	豊北町大字神田二七九九	阿武郡阿武町大字宇生賀七五七七	大字木与六一二の一	豊北町大字神田二七九九	阿武郡阿武町大字宇生賀七五七七
大字宇田一五三八の二	豊北町大字角島一三九四	萩市大字高佐上一六一一の三	大字宇田一五三八の二	豊北町大字角島一三九四	萩市大字高佐上一六一一の三
大字宇生賀七九二の三	豊北町大字神田上一三三二の一	大字上田万二一八四の一	大字宇生賀七九二の三	豊北町大字神田上一三三二の一	大字上田万二一八四の一
一三三三二	日積五一七	大字須佐三四七四の一	一三三三二	日積五一七	大字須佐三四七四の一
萩市大字上小川西分二四三二の一	日積三九六四	四一七九	萩市大字上小川西分二四三二の一	日積三九六四	四一七九



(六二六) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、豊田森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧の場所

山口県農林部林政課、山口県下関農林事務所及び山口県長門農林事務所

二 縦覧の期間

平成十七年十一月二十五日から同年十二月二十六日まで

(六二七) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、萩森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧の場所

山口県農林部林政課及び山口県萩農林事務所

二 縦覧の期間

平成十七年十一月二十五日から同年十二月二十六日まで

(六二八) 臨港地区の区域の案の縦覧

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条第一項の規定により、室津港臨港地区を定めたいので、同条第三項の規定により、当該臨港地区の区域の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 臨港地区の区域の案

(一) 位置

熊毛郡上関町大字室津

(二) 面積

一・〇ヘクタール

二 臨港地区の区域の案の縦覧期間

平成十七年十一月二十五日から二週間

三 臨港地区の区域の案の縦覧場所

山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び上関町役場

(六二九) 臨港地区の区域の案の縦覧

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条第一項の規定により、特牛港臨港地区を定めたいので、同条第三項の規定により、当該臨港地区の区域の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 臨港地区の区域の案

(一) 位置

下関市豊北町大字神田

(二) 面積

二・一ヘクタール

二 臨港地区の区域の案の縦覧期間

平成十七年十一月二十五日から二週間

三 臨港地区の区域の案の縦覧場所

山口県土木建築部港湾課、豊田土木事務所並びに下関市港湾局総務課及び下関市役所豊北総合支所

(六三〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市美里町一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市浜田一丁目四番三号

有限会社ツインズホーム・タナカ

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字山田字北河内

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都目黒区目黒一丁目二四番一二号

伊藤忠工ネクス株式会社

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市光井七丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市島田二丁目二三番一〇号

株式会社ファノス

(六三二) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十七年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

出納局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び数量

ネットワークパソコン 二百五十台

三 契約の相手方を決定した手続

四 一般競争入札 落札者を決定した日

平成十七年十一月八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

山口リコー株式会社 下松市南花岡一丁目三番二二号

六 落札金額

三千百八十二万五千円

七 入札公告日

平成十七年九月二十七日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格



山口県公安委員会規程第七号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年十一月二十五日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五十三の表第五十九条の二第五項(準用)第六十六条第二項の項中

「第59条 第66条」



議会事務局	"	"	7日	竹村	義博	廣治
教育庁福利課	"	"	"	村小	田泉	利博
県立大学	"	"	15日	竹小	田泉	義博
岩国県税事務所	"	"	8月30日	竹小	田泉	義博
周南	"	"	25日	"	泉利	治博
山口	"	"	9月15日	小泉	泉利	治博
宇部	"	"	8月25日	"	田泉	利博
下関	"	"	23日	村小	田泉	利博
消防学校	"	"	7月20日	小泉	田泉	利博
岩国県民局	"	"	8月30日	竹小	田泉	義博
周南	"	"	25日	"	泉利	治博
宇部	"	"	"	小泉	田泉	利博
下関	"	"	23日	村小	泉利	治博
きららスポーツ交流公園管理事務所	"	"	7月20日	小泉	泉利	治博
消費生活センター	"	"	26日	"	田泉	博
男女共同参画相談センター	"	"	8月18日	村小	田泉	博
動物愛護センター	"	"	5月9日	"	田泉	博
岩国健康福祉センター	"	"	8月30日	竹小	田泉	義博
柳井	"	"	9日	"	"	廣治
周南	"	"	25日	"	田泉	博
防府	"	"	5日	村小	田泉	博
山口	"	"	25日	村小	田泉	哲博
宇部	"	"	"	小泉	田泉	哲博
長門	"	"	3日	村小	田泉	哲博
萩	"	"	9月2日	"	"	廣治
大島社会福祉事務所	"	"	8月9日	竹村	田泉	義博
環境保健研究センター	"	"	18日	村小	田泉	哲博
総合医療センター	"	"	7月13日	村小	田泉	哲博
県立病院静和荘	"	"	12日	村小	田泉	哲博

衛生看護学院	"	"	26日	竹村	田泉	義博
看護学校	"	"	19日	村小	田泉	利博
精神保健福祉センター	"	"	5月26日	"	泉利	治博
中央児童相談所	"	"	8月22日	小泉	泉利	治博
下関	"	"	6月16日	"	田泉	博
周南	"	"	5月27日	村小	田泉	博
萩	"	"	9日	"	"	"
育成学校	"	"	6月15日	"	"	"
身体障害者福祉センター	"	"	"	"	"	"
このみ園	"	"	8月5日	小泉	泉利	治博
松光園	"	"	7月20日	"	"	"
計量検定所	"	"	5月26日	村小	田泉	博
東部労政事務所	"	"	9日	"	"	"
西部	"	"	"	"	"	"
東部高等産業技術学校	"	"	8月9日	"	"	"
西部	"	"	23日	"	"	"
若者就職支援センター	"	"	25日	村小	田泉	哲博
農場試験場	"	"	22日	小泉	泉利	治博
農業大学校	"	"	"	村小	田泉	博
畜産試験場	"	"	18日	村小	田泉	哲博
林業指導センター	"	"	22日	村小	田泉	哲博
水産研究センター	"	"	3日	村小	田泉	哲博
岩国土木建築事務所	"	"	9月1日	村小	田泉	博
周南	"	"	6日	"	"	"
山口宇部空港事務所	"	"	8月25日	小泉	泉利	治博
山口図書館	"	"	7月26日	村小	田泉	博
山口博物館	"	"	"	"	"	"
美術館	"	"	8月18日	"	"	"
文書館	"	"	7月26日	"	"	"
岩国総合高等学校	"	"	5月23日	"	"	"
岩国商業	"	"	9月1日	"	"	"
坂上	"	"	7月6日	竹村	田泉	義博

氏名	職名	口	日	備考	監査の結果	担当
柳井	"	"	6月9日	村田博	宇部	村田哲雄
柳井商業	"	"	"	"	小野田	"
柳井工業	"	"	5月27日	竹田義廣	下関	竹田義廣
田布施農業	"	"	"	"	企業局	"
田布施工業	"	"	"	"	"	7月14日
光	"	"	9月6日	村田博	"	小泉利治
下松工業	"	"	6月14日	村田博	"	竹田義廣
徳山	"	"	"	村田哲雄	"	村田哲雄
新南陽	"	"	"	"	"	小泉利治
南陽工業	"	"	5月27日	村田博	"	竹田義廣
山口	"	"	6月20日	竹田義廣	"	村田義廣
山口中央	"	"	"	"	"	村田義廣
宇部商業	"	"	"	村田哲雄	"	村田義廣
宇部工業	"	"	10日	村田哲雄	"	村田義廣
小野田工業	"	"	"	"	"	村田哲雄
美祿工業	"	"	7月22日	"	"	村田哲雄
豊浦	"	"	8月18日	"	"	村田哲雄
下関西	"	"	6月15日	竹田義廣	"	竹田義廣
下関中央工業	"	"	"	"	"	竹田義廣
萩工業	"	"	"	小泉利治	"	小泉利治
奈古	"	"	9月2日	村田哲雄	"	村田哲雄
岩国養護学校	"	"	7月19日	村田博	"	村田博
田布施	"	"	9月1日	"	"	村田博
周南	"	"	8月9日	竹田義廣	"	竹田義廣
山口	"	"	"	"	"	竹田義廣
宇部	"	"	5月26日	小泉利治	"	小泉利治
下関	"	"	8月5日	"	"	小泉利治
萩	"	"	6月16日	村田博	"	村田博
岩国警察署	"	"	7月19日	村田博	"	村田博
柳井	"	"	"	竹田義廣	"	竹田義廣
光	"	"	6月9日	村田博	"	村田博
周南	"	"	"	村田哲雄	"	村田哲雄
防府	"	"	"	村田博	"	村田博
山口	"	"	15日	村田博	"	村田博
"	"	"	"	村田博	"	村田博
"	"	"	20日	村田博	"	村田博

平成17年11月25日

第1708号

1 高齢者住宅整備資金貸付金の収入未済があった。  
 2 支出負担行為として整理する時期が遅延しているものがあった。

消防防災課  
 高齢保健福祉課  
 障害福祉課  
 水産課  
 道路整備課  
 河川課

支出負担行為として整理する時期が遅延しているものがあった。  
 支出負担行為として整理する時期が遅延しているものがあった。  
 障害者住宅整備資金貸付金の収入未済があった。  
 水産動植物の種苗の売払代金の調定の時期が遅延しているものがあった。  
 道路に関する工事に係る原因者負担金の収入未済があった。  
 流水占用料の調定の時期が遅延しているものがあった。

## 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正と認められたが、なお、改善留意すべき事項は、次のとおりである。

周南県税事務所

- 1 収入証紙の売りさばき代金の調定において、金額を誤っていた。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号に該当する役務の提供の随意契約において、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号。以下「規則」という。）第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。

きららスポーツ交流公園管理事務所

備品購入に係る支払において、支出科目を誤っているものがあつた。

岩国健康福祉センター

生活保護費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があつた。

柳井健康福祉センター

生活保護費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があつた。

周南健康福祉センター

支出負担行為として整理する時期が遅延しているものがあつた。

山口健康福祉センター

生活保護費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があつた。

宇部健康福祉センター

- 1 生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金連約金の収入未済があつた。
- 2 支出負担行為として整理する時期が遅延しているものがあつた。

萩健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があつた。

大島社会福祉事務所

生活保護費返還金の収入未済があつた。

中央児童相談所

児童保護費及び情緒障害児短期治療施設運営費の収入未済があつた。

下関児童相談所

児童保護費の収入未済があつた。

周南児童相談所

児童保護費及び情緒障害児短期治療施設運営費の収入未済があつた。

萩児童相談所

児童保護費の収入未済があつた。

東部労政事務所

旅費の支給額を誤っているものがあつた。

なお、過渡しとなった金額については返納済み、不足額については追払い済みである。

林業指導センター

支出負担行為として整理する時期が遅延しているものがあつた。

水産研究センター

支出負担行為として整理する時期が遅延しているものがあつた。

岩国土木建築事務所

- 1 収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っているものがあつた。
- 2 支出負担行為として整理する時期が遅延しているものがあつた。

周南土木建築事務所

支出負担行為として整理する時期が遅延しているものがあつた。

山口博物館

- 1 支出負担行為として整理する時期が遅延しているものがあつた。
- 2 物品購入契約において、随意契約によることとした理由を明らかにしていないものがあつた。
- 3 予定価格が規則第165条の2に規定する額を超える業務委託契約を令第167条の2第1項第1号に該当する随意契約としているものがあつた。

## 美術館

- 1 予定価格が規則第165条の2に規定する額を超える営繕工事の契約を令第167条の2第1項第1号に該当する随意契約としているものがあった。
- 2 契約金額が規則第130条第1号に規定する額を超える営繕工事の契約において、契約書を作成していないものがあった。
- 3 契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える営繕工事の契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

## 文書館

年間の予定使用量を超える切手を保有していた。

## 光高等学校

賃借料の支払に係る経費の支出伺を行っていないものがあった。

## 宇部商業高等学校

契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

## 岩国警察署

行政財産の使用許可に係る光熱水費の調定をしていないものがあった。

なお、現在は、調定済みである。

## 柳井警察署

自動車の保管場所証明に係る諸証明事務手数料について、収入証紙に消印が押されていないものがあった。

なお、現在は、消印済みである。